

D 3 - 4 1

5 年 保 存 ( 常 ) (平成30年12月31日まで)
----------------------------------

F N . D 3 - 4 - 0

鹿 交 規 第 2 8 2 号

鹿 備 第 1 3 9 号

平 成 2 5 年 9 月 6 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	管制係	係	
----	-----	---	--

突発対応型交通信号機等の運用要領の制定について（通達）

川内原子力発電所における原子力災害の発生，又はそのおそれがある場合の突発対応型交通信号機及び突発対応型小型文字交通情報板の運用について，別添「突発対応型交通信号機等運用要領」を制定したので，適正な運用に努められたい。

なお，本通達は平成25年10月1日から施行する。

## 別添

### 突発対応型信号機等運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、川内原子力発電所（以下「原発」という。）で原子力災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、警戒区域内への車両の通行を制限し、又は禁止するため、突発対応型交通信号機及び突発対応型小型文字交通情報板の運用について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### 1 原子力災害

原子力緊急事態により県民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

##### 2 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出された事態をいう。

##### 3 警戒区域

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第63条の規定に基づき、薩摩川内市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線を被爆することなどによる人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し、若しくは禁止し又は退去を命ずることができる区域をいう。

##### 4 災害対策本部又は現地災害対策本部

次に掲げる対策本部をいう。

(1) 災対法第23条及び「鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編（鹿児島県原子力防災計画）」（平成25年3月25日付け鹿児島県防災会議）に基づき設置される災害対策本部及び現地災害対策本部

(2) 災対法第23条の2及び「薩摩川内市原子力防災計画（薩摩川内市地域防災計画・原子力災害対策編）」（平成25年3月25日付け薩摩川内市防災会議）に基づき設置される災害対策本部及び現地災害対策本部

##### 5 突発対応型交通信号機

別表に定める交通信号機をいう。

##### 6 突発対応型小型文字交通情報板

別表に定める小型文字交通情報板をいう。

##### 7 災害警備本部等

次に掲げる対策本部、警備本部をいう。

(1) 「緊急事態発生時の初動措置要領について（通達）」（平成20年9月29

- 日付け鹿備第114号)に基づき設置される対策本部及び現地対策本部  
(2) 「鹿児島県警察災害警備基本計画(暫定版)について(通達)」(平成24年3月13日付け鹿備第51号)に基づき設置される災害警備本部及び現地災害警備本部

### 第3 運用の判断等

警戒区域が設定され、災害対策本部又は現地災害対策本部から鹿児島県警察に対する交通規制の要求を受け、運用するものとする。

なお、運用開始にあたっては、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)は、突発対応型交通信号機等の運用の必要性について管轄警察署長の意見を聴くものとする。

### 第4 運用要領

#### 1 交通信号機の運用

##### (1) 川内港入口交差点

赤色灯火及び青色矢印信号により原発方向へ車両を進行させない信号現示に変更、又は閃光運用するものとする。

##### (2) 港町交差点及び河口大橋南側(久見崎駐在所先)交差点

閃光運用するものとする。

#### 2 小型文字交通情報板の運用

##### (1) 港町交差点先

「原発災害発生」、「転回せよ」を表示するものとする。

##### (2) 河口大橋南側(久見崎駐在所先)交差点先

河口大橋側にあつては「原発災害発生」、「左折せよ」、主要地方道43号線側にあつては「原発災害発生」、「右折せよ」を表示するものとする。

### 第5 災害警備本部等との連携

交通規制課長は、災害警備本部等と連携し、適切な運用に努めるものとし、適宜解除等の判断を行うものとする。

### 第6 その他の運用

突発対応型交通信号機等の運用については、この要領によるほか、別に示す「交通信号機管理要領」によるものとする。

別表

1 突発対応型交通信号機

下表の場所に設置した交通信号機をいう。

交差点	地番
川内港入口交差点	薩摩川内市水引町3165番地 2
港町交差点	薩摩川内市港町343番地
河口大橋南側（久見崎駐在所先）交差点	薩摩川内市久見崎町53番地 3

2 突発対応型小型文字交通情報板

下表の場所に設置した小型文字交通情報板をいう。

交差点	地番
港町交差点先	薩摩川内市港町343番地
河口大橋南側（久見崎駐在所先）交差点先	薩摩川内市久見崎町53番地 3